

届出制手数料届出書	
届出制手数料変更届出書	
① 令和5年11月14日	
厚生労働大臣 殿	
ジオプシヨンズグループジャパン株式会社	
(ふりがな) だいいひょうとりしまりやく	
②申請者 氏 名 代表取締役	
アシッシ・クマー	
職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。	
記	
③許 可 番 号	13-ユ- 316269
④氏 名 又 は 名 称	ジオプシヨンズグループジャパン株式会社
⑤所 在 地	〒105-0001 電話03(4530)6690
	とうきょうとみなとくとらのもん5-13-7とらのもんA&KIP5かい
	東京都港区虎ノ門5-13-7 虎ノ門 A&KIP ビル 5 階
⑥適用開始・変更予定日	令和6年 11月 15日
⑦届出・変更届出内容	別紙手数料表による
⑧備 考	全事業所に適用する 担当者 総務課 永長 080-4228-7502



手数料表

ジオプシオンズグループジャパン株式会社

本所が有料職業紹介事業を行った場合は、次の通り手数料を申し受けます。

サービスの種類及び内容と手数料の額及び負担者

1. 特別な求人受理時（リテナーサーチ）の受理手数料：

当該求職者の就職後1年間に支払われる予定の賃金（年棒、内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の30%を上限とし、手数料負担者は求人者とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

2. 求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス（職業紹介サービス）：

当該求職者の就職後一年間に支払われる予定の賃金（年棒、内定書や労働条件通知書に記載されている額）の30%を上限とし、手数料負担者は求人者とします。

3. 求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス（職業紹介の付加サービス）：

上記1. 及び2. の職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合の報酬は当該求職者の就職後1年間に支払われる予定の賃金（年棒、内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の30%を上限とし、手数料負担者は求人者とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号： **13-ユ- 316269**

事業所の名称：ジオプシオンズグループジャパン株式会社

所在地：東京都港区虎ノ門5-13-7 虎ノ門A&KIPビル5階